

答 申 案 件 の 概 要

件 名	質問状等に対する回答作成過程で関係法人から入手した情報に関する文書についての不開示決定処分に対する異議申立て（答申第7号）						
経 緯	開示請求年月日	平成22年 1 月27日	異議申立て年月日	平成22年 2 月18日	担 当 課	開 示 決 定 等	原子力立地対策課
	開示決定等年月日	平成22年 2 月10日	諮 問 年 月 日	平成22年 3 月11日		異 議 申 立 て	原子力立地対策課
対 象 行 政 文 書	原燃事業にかかわっての質問状等に対する県の回答作成過程で日本原燃から入手した情報を記載した一切の文書。ただし、2009年 4 月以降分						
本 件 処 分 の 内 容	<p>不開示決定</p> <p>（不開示理由）</p> <p>公開質問状等に対する県の回答を作成するに当たって、一部の質問については、事業者に対し電話等により照会、確認することはあるが、事業者からの資料提供はなく、また、やりとりを記録した文書を作成していないため、保有していない。</p>						
異 議 申 立 て の 趣 旨	本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求める。						
審 査 会 の 結 論	青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。						
審 査 会 の 判 断 要 旨	<p>本件対象文書の存否について</p> <p>1 本件対象文書の不存在の態様</p> <p>(1) 公開質問状に対する回答書の作成状況</p> <p>当審査会が実施機関に対し、2009年 4 月から本件処分までの間に、原子燃料サイクル事業に関し市民団体等から県に提出された公開質問状及びこれに対する県の回答書（以下「本件回答書」という。）並びに本件回答書の作成起案の写しの提示を求め、県の回答実績及び本件回答書の作成起案の状況について、審査会において実際に見分し、また、当審査会からの照会に対する実施機関の回答書等によれば、次のとおりであると認められる。</p> <p>ア 県の回答実績</p> <p>2009年 4 月から本件処分までの間に、10の市民団体等から16件の質問状が提出され、県は当該質問状に対し、エネルギー総合対策局長決裁の上、知事名で回答している。</p> <p>イ 本件回答書の作成起案の状況</p> <p>(ア) 本件回答書の作成起案には、ホームページにより既に明らかになっている情報が一部添付されているが、日本原燃株式会社（以下「本件事業者」という。）から確認した情報を記録したメモ等は添付されていない。</p> <p>(イ) 当該メモ等を添付しない理由として、実施機関は、本件回答書を作成する際、本件事業者から確認した情報については、既に知り得ている様々な関連情報をも総合的に参酌した上で、担当者の責任において回答案に反映していることから、その作成起案には、取り立てて添付していない旨説明している。</p> <p>ウ 本件事業者から確認した情報の内容</p> <p>(ア) 実施機関が本件事業者に対し事実関係を確認した情報は、本件事業者でなければ分かり得ない専門性のある情報が含まれており、県独自で作成することが困難な情報である。</p> <p>(イ) 本件事業者から確認した情報は、本件回答書において、「日本原燃によると～とのことです。」という形式で記載されており、このような形式で記載された回答書は、本件回答書16件</p>						

のうち9件である。

(2) 本件事業者から確認した情報に係る文書等の有無

ア 当審査会が実施機関に対し、本件回答書の作成過程において、事実関係の照会、確認のために、県が本件事業者とやり取りしたメールの有無、本件回答書の作成過程か否かにかかわらず、本件事業者から確認した情報を記録した文書の有無について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

(ア) 本件回答書の作成過程において、過去にメールでのやり取りはあったものの、その後廃棄していたことから、現時点では存在しない。

(イ) 本件回答書の作成過程か否かにかかわらず、電話や電子メールにより本件事業者から確認した情報を記録した文書は、作成していない。

イ また、当審査会が実施機関に対し、本件回答書の作成起案には、質問内容によっては、起案した課と異なる部局の課が回答を作成している部分も見受けられたため、起案した課と異なる部局の課において回答を作成した際の本件事業者から確認した情報の取扱い及び当該情報を記録した文書の有無について説明を求めたところ、起案した課と異なる部局の課が回答を作成している部分についても、本件事業者から入手した情報の取扱い状況については、入手方法や記録文書の有無ともども、起案した課と同じであり、本件事業者から確認した情報を記録した文書は存在しないと述べているところである。

(3) 本件事業者から確認した情報に係る文書等を廃棄する理由及びその支障の有無

当審査会が、本件事業者とのやり取りのメモを廃棄する理由、決裁後に当該メモ等を廃棄することにより、回答書の作成主体として、県のその後の事務に支障が生じることはないのかについて実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

ア 決裁過程で回答内容に何らかの修正が加えられる場合が考えられるため、決裁が完了するまでは担当者が保管しているが、回答が完成した決裁後は、その必要がなくなることから、廃棄している。

イ 本件事業者からは必要に応じて個別の情報の提供を受け、それも参考にしながら、県として質問の趣旨を踏まえた回答になるよう文章を作成している。よって、公開質問に対する回答文という性格から、回答書が完成した時点でメモ等を廃棄したとしても、その後の業務に支障が生じることはない。

2 以上のとおり、当審査会に提示された本件回答書の作成起案の写しには、本件事業者から確認した情報を記録した文書は添付されておらず、また、実施機関では、本件回答書の作成過程において、本件事業者から紙文書での情報提供はなく、本件事業者とやり取りした電話メモや本件事業者から電子メールで得た回答（以下「本件メモ等」という。）は廃棄したことから存在しないと説明している。

3 しかしながら、本件回答書における本件事業者から確認した情報の内容は、具体的な数値やデータを含む、本件事業者でなければ分かり得ない専門的な情報で、県独自では取得できないものであり、また、本件回答書における当該情報の該当箇所は、本件事業者から提供された情報を引用したことが明らかな形式で記載されている。これらのことからすれば、当該情報は、県としての回答の証拠に相当するものである。

4 また、当審査会が実施機関に対し、本件事業者からの回答は担当者の個人的な見解かどうかについて説明を求めたところ、実施機関は、公開質問状に対する回答を作成するに当たり、県の担当者が本件事業者側の担当者に情報の提供を求めるときは、その趣旨を伝えた上で行うことから、本件事業者側の担当者は、県の担当者からの照会が、先に情報提供を受けた公開質問状に関するものであること、県からの照会への回答が最終的に知事名での回答作成のベースとなることなど、その目的と意義を十分に認識しているため、本件事業者側の担当者から得られた個別の情報については、当該担当者の個人的な見解ではなく、本件事業者の回答として得ているところであると説明している。

5 実施機関は、本件メモ等を廃棄した理由や廃棄したことによる支障の有無について、「回答が完成した決裁後は、保管の必要がなくなる」、「公開質問に対する回答文という性格から、回答文が完成した時点で本件メモ等を廃棄したとしても、その後の業務に支障が生ずることはない」などと説明する。

一方、本件事業者から得た情報は、上記のとおり、本件事業者でなければ知り得ない専門的な情報で、県独自では入手困難なものと認められるものである。そして、これらは、県としての回答内容の根拠を示す証拠であり、廃棄してしまえば、後日県としての回答内容について真偽を質された場合、実施機関は、その証拠を示すことができなくなる。

本件メモ等の重要性を踏まえれば、「保管の必要がなくなる」、「廃棄しても支障はない」とする実施機関の説明は理解困難であり、結局、本件メモ等を廃棄する合理的理由は認められないと言いうしかない。

6 そこで、本件メモ等を含め、本件事業者から確認した情報に係る文書等が実際に廃棄され、存在しないのかなどについて、実施機関に対し、原子燃料サイクル事業に関し市民団体等から県に提出された公開質問状及びこれに対する県の回答書に関する、平成19年度分から平成21年度分までのファイルの原本（以下「公開質問関係ファイル」という。）の提示を求め、審査会において実際に見分したところ、その状況は、次のとおりであった。

(1) 平成21年度分

本件回答書の作成起案以外の書類としては、県作成のパンフレットがつづられていたが、本件メモ等は認められなかった。

(2) 平成19年度分及び平成20年度分

回答書の作成起案以外の書類としては、ホームページにより既に明らかになっている情報や県作成の資料及びパンフレットがつづられていたが、本件事業者から確認した情報に係る文書等は認められなかった。

7 以上のとおり、実施機関の公開質問関係ファイルには、本件メモ等を含め、**本件事業者から確認した情報に係る文書等は存在せず、これら文書等の廃棄が常態化しているものと認められ、実施機関が、真実は保有しているのに、これを秘して、あえて当審査会に対し、虚偽の説明をしているとまで認める事情もないので、本件メモ等は、実際に廃棄されてしまったと考えるしかない。**

その他

1 異議申立人は、当審査会に対し、県からの照会内容、本件事業者の回答内容、その経緯に関する文書の保管状況等について、本件事業者に対する調査囑託を申し立てたところである。

2 しかし、当審査会の調査審議の対象は、実施機関が本件対象文書を保有しているかどうかであり、実施機関と本件事業者との間の照会、回答の具体的内容等が直接審査の対象となるわけではない。よって、調査の必要は認められない。

結論

以上のとおり、**実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められる。**

付言

1 本件メモ等を廃棄することにより生じる支障

実施機関は、本件メモ等は個人的な検討段階でとどまるものであるため、本件回答書を作成した時点でその都度廃棄している旨を述べている。そして、回答案が完成した時点で、本件メモ等を廃棄したとしても、その後の業務に支障が生じることはないと説明しているが、一方、本件回答書における、本件メモ等に記録した情報の引用が認められる部分については、既に知り得ている様々な関連情報を含め総合的に参酌して作成しており、必ずしも本件事業者からの確認内容をそのまま引用しているものではないとも説明している。

当審査会が本件回答書を見分したところ、その内容については、本件メモ等が廃棄されていることで、既に提供された情報と、本件回答書の作成過程で提供された情報との区別が付かない状況となっていることが認められる。まして、本件において本件事業者から提供された情報は、県独自では取得できず、本件事業者でなければ分かり得ない、専門的で正確性が求められる情報であることから、**本件メモ等を廃棄してしまえば、事後において、回答書の内容の正確性、整合性について問われた際に、検証することができず、その支障は大きいものがあると言わざるを得ない。**

2 本件メモ等の保存の必要性

本件メモ等は、本件事業者の回答として得たものであり、実施機関はこれに基づいて本件回答書を作成している。このことからすれば、本件メモ等は、実施機関が本件回答書を作成する上での意思形成過程の証拠となるものとして、組織共用性を有し、行政文書に該当する可能性が非常に高く、また、本件メモ等を廃棄することは、県としての回答の証拠と言ふべきものを廃棄することとなる。

以上、本件事業者から提供された情報のうち、本件回答書を作成するに当たって使用した根拠情報は、その重要性を踏まえると、電話や電子メール等取得方法の別にかかわらず、何らかの方法でその内容が保存されるべきである。